

食品表示ニュースレター

令和7年3月号

発行：佐賀県生活衛生課

令和7年3月号の題目

※（）内は該当ページ

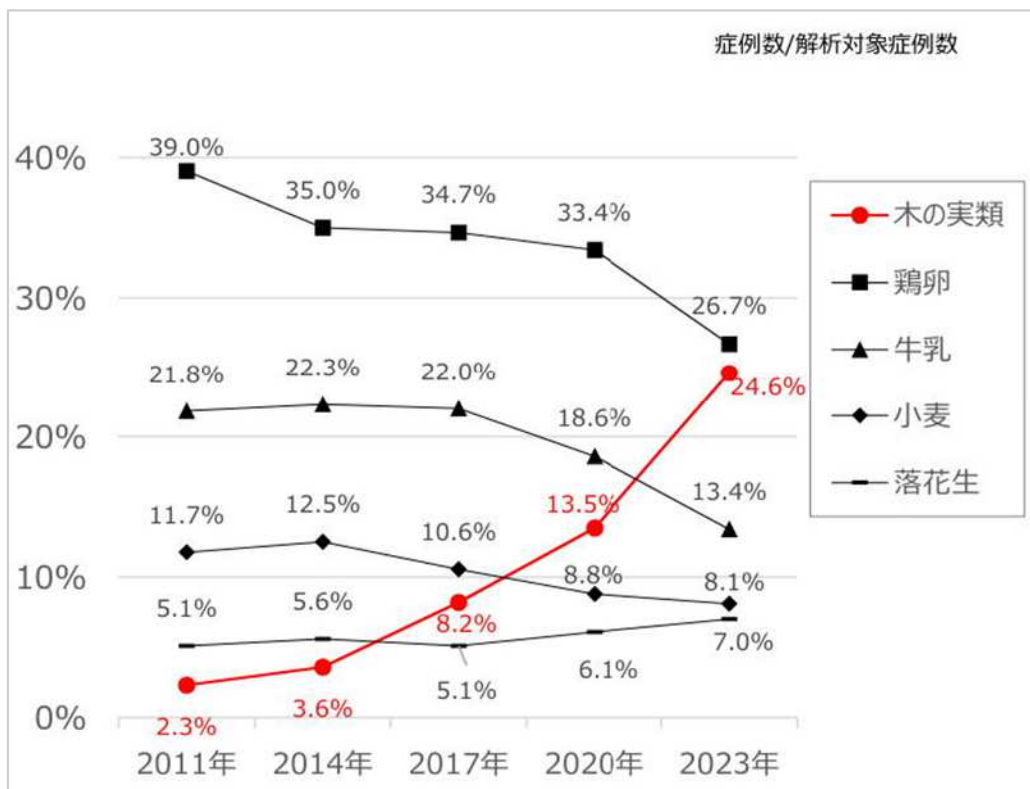


1. アレルギーの義務表示・推奨表示が2025年度中に
変更される予定です（2～3ページ）
2. 自主回収（リコール）届出制度について（4ページ～7ページ）
 - ①制度・今年度の佐賀県内における事例について
 - ②食品表示法に基づく自主回収の届出状況（国）
（運用開始（令和3年6月1日）～令和6年9月末時点）
 - ③自主回収される食品等について検索が可能です！
3. お米の表示について（8ページ～10ページ）
 - ①単一原料米
（産地、品種及び産年が同一であり、かつその根拠を示す資料を
保管している原料玄米）
 - ②-1 複数原料米等（単一原料米でないもの）
 - ②-2 複数原料米等
（単一原料米でないものに産地、品種又は産年を表示した場合）
4. 輸入品の表示について（11～12ページ）
5. 食品関連事業者登録制度の登録内容の変更のお手続きに
ついて（13ページ）



1.アレルギーの義務表示・推奨表示が 2025年度中に変更される予定です①

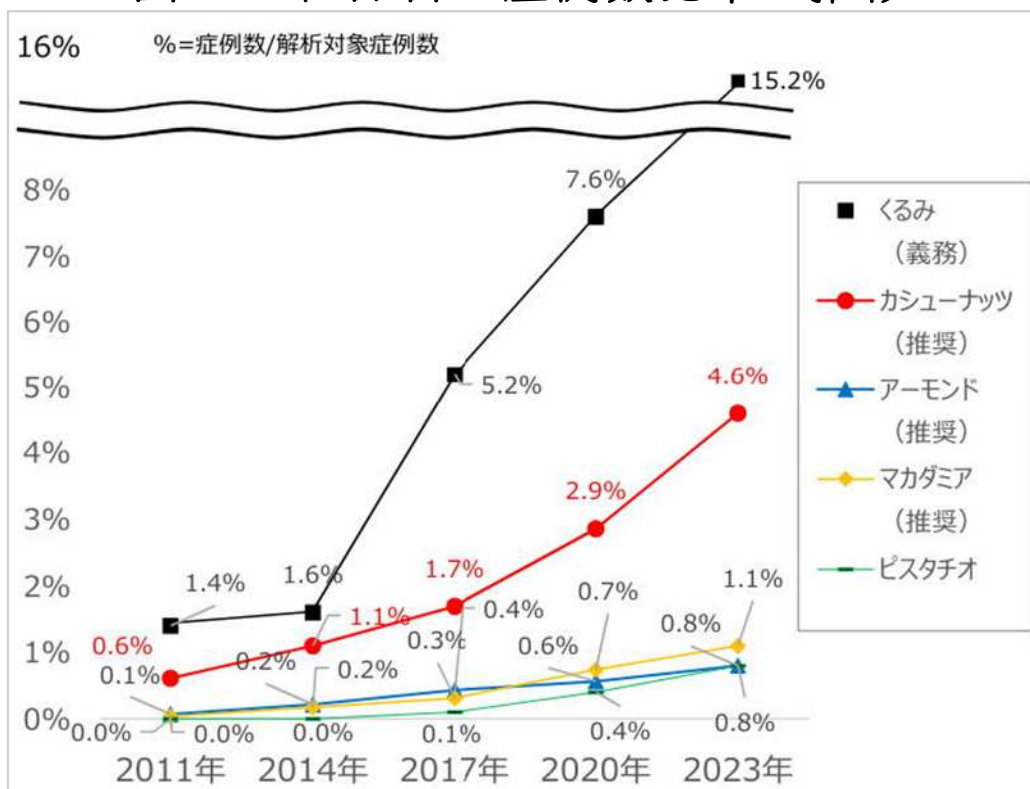
国の調査によると…



木の実類による
即時型食物
アレルギーは、
増加傾向にある。



図1: 上位品目の症例数比率の推移



木の実類の中でも、
くるみ及び
カシューナッツの
症例数の
増加が著しい。



図2: 木の実類の症例数比率の推移

参考: 消費者庁「第7回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議」

1.アレルギーの義務表示・推奨表示が 2025年度中に変更される予定です

アレルギー表示の対象は、
表示が義務付けられている①特定原材料と
表示が推奨されている②特定原材料に準ずるもの
の2種類があります。

消費者庁は、木の実類での食物アレルギーが増加
していることを踏まえ、下記のとおり変更予定です。



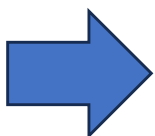
変更点（予定）

①カシューナッツが特定原材料に準ずるものから
特定原材料へ追加される予定です。



②ピスタチオが特定原材料に準ずるものへ
新たに追加される予定です。

近年、菓子での使用が増えており、
ペースト状や、砕かれた状態など、見た目か
らは、わかりにくいような形態で使用されて
いることが追加の背景としてあるようです。



①、②については、2025年度中に
追加される予定です。

2.自主回収(リコール)届出制度について

①制度・今年度の佐賀県内における事例について

自主回収した場合は、最寄りの保健福祉事務所へ報告が必要になります。

食品等事業者がリコール事案や回収状況を届け出る際には、食品衛生申請等システムを利用して届出をしてください。

報告対象となる事項

①**食品表示法違反**（アレルギーや消費期限、保存方法等の安全性に関する表示の欠落や誤り）の食品等

②**食品衛生法違反または違反のおそれ**（大腸菌による汚染や異物の混入等）のある食品等

佐賀県内においても**食品表示法違反**として

自主回収の届出報告が今年度7件あります。(R7.2末時点)

No	食品の名称	回収理由
1	魚の切り身	実際の保存方法、消費期限とは異なるラベルの貼付
2	太巻き	ラベルの誤貼付のため、アレルギー表示の欠落
3	刺身	消費期限を誤って長く表示
4	むきえび	加熱用食品に誤って生食用と表示
5	練り物	消費期限を誤って長く表示
6	漬物	異なる製品のラベルを貼付したことによる、アレルギー表示漏れ
7	お惣菜	異なる製品のラベルを貼付したことによる、アレルギー表示漏れ

佐賀県内では、スーパー等の小売店において、ラベルの作成時における入力ミス、異なる製品のラベルの貼付による不適正表示が多くみられました。

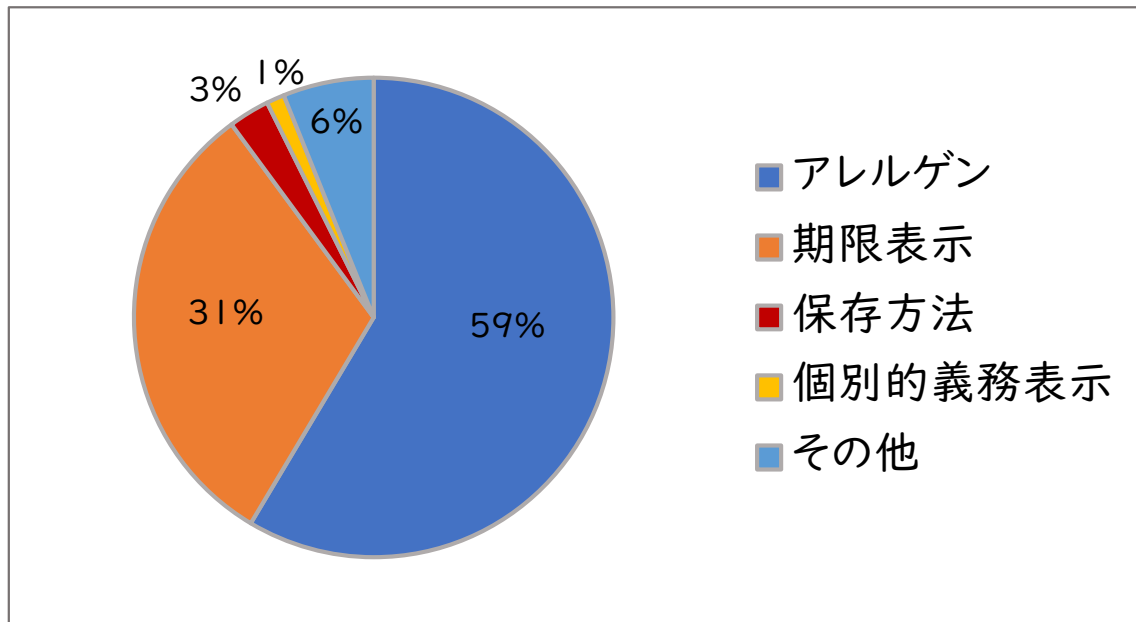


2.自主回収について

②食品表示法に基づく自主回収の届出状況(国) (運用開始(令和3年6月1日)~令和6年9月末時点)

食品表示法に関する公開件数は、5,584件となっています。

回収理由内訳



※公開件数のうち回収を終了した4817件を集計したもの

回収の理由としては、
アレルギーによるものが半数以上を占めています。

回収の原因としては、
ラベルの貼り間違い、ラベルの誤入力、使用原材料の間違い、ラベルの貼り忘れ、があげられています。

アレルギー表示の不備は、健康被害につながる可能性もあるため、ラベルを貼付する際は、ダブルチェックをするなど間違いのないよう徹底してください。

また、特定原材料の変更も随時行われているため、定期的に表示に漏れがないか確認を行いましょう。

2.自主回収について

③自主回収される食品等について検索が可能です！

自主回収される食品等について、
その商品名、回収理由、想定される健康被害等の情報を確認
することができます。

手順

- ①食品衛生申請等システムにアクセスする。
https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/_link.do
- ②「食品リコール」の「公開回収事案検索」を検索する。
- ③「年月日」や「商品名」を入力し、
検索ボタンを押す。

皆様の取り扱っていらっしゃる食品等を確認していただき、
こういった事象が発生しているのか確認することで、
未然防止に役立ててください。



3.お米の表示について

米の価格の高騰により、米の販売を新たに行う事業者の方が増え、適切な表示をされていない事例があります。

小売店の皆様におかれましては今一度、販売されているお米の表示の確認をお願いします。



お米の表示は、
ほかの食品と表示のルールが異なり
別に様式が指定されています！



袋詰めされたお米の表示

- P8 ①単一原料米
(産地、品種及び産年が同一であり、
かつその根拠を示す資料を保管している原料玄米)
- P9 ②-1 複数原料米等(単一原料米でないもの)
- P10 ②-2 複数原料米等(単一原料米でないものに
産地、品種又は産年を表示した場合)

3.お米の表示について ①単一原料米

(産地、品種及び産年が同一であり、
かつその根拠を示す資料を保管している原料玄米)

①	名称	精米		
②	原料玄米	産地	品種	産年
		単一原料米 佐賀県 ひのひかり 令和6年産		
③	内容量	10kg		
④	精米時期	2025年2月5日		
⑤	販売者	株式会社 ○○米穀 佐賀県○○市○○町○-△ 電話番号 0952-○○-△△△△		



①名称: 精米、玄米、もち精米、うるち精米、胚芽精米の中から
その内容を表す名称を表示。

②原料玄米: 「単一原料米」と表示した上で、産地、品種、産年を表示。
※根拠資料を保管が必要。

【産地について】

国産品・・・都道府県名、市町村名その他一般的に知られている地名
輸入品・・・原産国名又は一般に知られている地名

③内容量: グラムまたはキログラム単位で表示。

④精米時期: 精米した時期を表示。

※玄米の場合は、事項名を調整時期とし、調整した時期を表示。
輸入品の場合は、輸入時期とすることも可。

⑤販売者: 氏名又は名称、住所、**電話番号**を表示。

※表示を行う者が精米工場である場合は事項名「精米工場」とする。

3.お米の表示について

②-1 複数原料米等（単一原料米でないもの）

①	名称	精米			
②	原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
		複数原料米			
		国内産 8割			
		中国産 2割			
③	内容量	10kg			
④	精米時期	2025年2月5日			
⑤	販売者	株式会社 ○○米穀 佐賀県○○市○○町○ー△ 電話番号 0952-○○ー△△△△			

②原料玄米：単一原料米でない、原料玄米を用いる場合は、「複数原料米」等、産地、品種、産年が同一でない旨を表示し、産地、使用割合を表示する必要があります。国産品、輸入品の原産国ごとに使用割合の高い順に表示します。

原料玄米欄以外の事項については、先ほどご説明した単一原料米と表示の仕方は同じです。根拠を示す資料を保管すれば、産地、品種又は産年を表示することもできます。



3.お米の表示について

②-2 複数原料米等

(単一原料米でないものに産地、品種又は産年を表示した場合)

①	名称	精米			
②	原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米				
	国内産				8割
	〔 佐賀県 ひのひかり 令和6年産 4割 〕				
	〔 佐賀県 さがびより 令和6年産 4割 〕				
	中国産				2割
③	内容量	10kg			
④	精米時期	2025年2月5日			
⑤	販売者	株式会社 ○○米穀 佐賀県○○市○○町○-△ 電話番号 0952-○○-△△△△			

②原料玄米:「国内産○割」、「○○(国名)産○割」の次に括弧を付して、産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部または一部を表示できます。

※根拠資料を保管が必要。

原料玄米欄以外の事項については、先ほどご説明した単一原料米と表示の仕方は同じです。



4.輸入品の表示について①

輸入品は、原料原産地表示を行うのではなく、原産国名の表示を行う必要があります。

原料原産地表示とは異なり、
原産国名欄を作成して
表示することが必要です。



表示例 輸入したチョコレートをそのまま国内で販売する場合

名称	チョコレート
原材料名	砂糖、カカオマス、全粉乳、ココアバター/乳化剤 (一部に乳成分・大豆を含む)
内容量	100g
賞味期限	2026.1
保存方法	直射日光高温多湿を避けて保存してください。
原産国名	エクアドル
輸入者	株式会社〇〇 佐賀県□□市〇〇町〇ー△

※国内で販売するものは邦文で表示が必要です



4.輸入品の表示について②

表示例 大袋（バルク）の状態で購入した
蒸しアサリ（加工食品）を〇〇鮮魚で小分けし、
販売を行う場合

名称	殻付き蒸しあさり
原材料名	あさり
内容量	200g
賞味期限	2025.4.3
保存方法	－15℃以下で保存
原産国名	中国
加工者	〇〇鮮魚 佐賀 太郎 佐賀県〇〇市〇〇町□－〇

「小分け」は、加工行為にあたるため、
小分けを行ったものが、表示の責任者となる場合、
事項名は、「加工者」となります。



5.食品関連事業者登録制度の 登録内容の変更のお手続きについて

食品表示事業者制度へのご登録ありがとうございます。

下記事項に変更がありましたら、
適宜変更のお手続きをお願いします！

（一般消費者の場合）

申請者の氏名、メールアドレス

（食品関連事業者の場合）

事業所名、業種、事業所の郵便番号、事業所の所在地、
表示責任者の氏名、表示責任者の役職、事業所の電話
番号、事業所のFAX番号、メールアドレス

※基本事項に加えて、変更のある事項について
変更前の内容を入力していただく必要があります。

こちらのQRコードより、
簡単に変更が可能です！

